

令和6年3月22日

令和6年3月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年3月22日(金) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(12人)

会長	14番	小濱 邦臣			
副会長	6番	中村 正治			
委員	2番	中西 壽男	4番	矢頭 周	
	5番	久保 睦子	7番	南野 悟	
	8番	吉田 公俊	9番	早川 訓男	
	10番	谷山 正昭	11番	池田 洋一	
	12番	大西 清一	13番	西林 肇	

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊 嘉治	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	小川 範久
第5地区	川端 稔	第6地区	森 善隆
第7地区	松本 好博		

5 欠席委員(2人)

1番 大神 平 3番 入交 享子

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長 谷田 明夫 事務局次長 松下 伸弘
事務局長代理 奥田 真貴子

7 議事録署名委員

8番 吉田 公俊 9番 早川 訓男

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

- 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知
- 報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知

9 会議の概要

議 長

それでは、ただいまから令和6年3月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は12名でありますので会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議 長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、8番、吉田公俊委員、並びに議席番号、9番、早川訓男委員
をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、4件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答を
いただいておりますので報告をいたしておきます。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、4件、11筆、3,957平方メートルについてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認をお願いいたします。内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、耕作目的で所有権を取得するため申請があったものであります。

1項目の譲受人は、市外在住で申請地は譲受人の自宅から車で30分ほどの通作が可能な場所に位置しております。

2項目から11項目の譲受人は、市内の農家で本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものであります。

いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、4件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、1筆、1,540平方メートルについて、茨木市長から農業委員会会長宛、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

借り手は農家で権利関係は、使用貸借権、10年の新規設定となっております。

借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきまして、適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理奥田さん。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件、1筆、1,062平方メートルについてでございます。

内容でございますが、権利関係は使用貸借権、解除条件付き5年の再設定でございます。

転借人は準農家で、茨木市内で農地を借受し、野菜を栽培しております。

農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案1件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に対し要請をいたします。

議 長

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、4件。以下、報告4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、令和5年度、ふるさと農業再生委員会の活動内容につきまして、大西委員から報告をお願いいたします。

大西委員

令和5年度ふるさと農業再生委員会活動報告書をご覧ください。

まず、遊休農地調査の実施につきましては、従前から取り組んでおります遊休農地の発生、解消状況に関する調査に基づき、各委員が8月から10月にかけて担当地区の農地をパトロールして、利用状況調査を実施いたしました。

判定結果は、ア判定が0筆、イ判定が8筆、6, 208平方メートル、ウ判定が13筆、1万353平方メートル、エ判定が49筆、4万3,465平方メートル、合計で70筆、6万26平方メートルとなっております。

そして令和5年度の荒廃農地の解消実績は、先ほど申し上げましたようにアが実績としては0だったんです。1年前を振り返りまして、令和4年度におきましては、生保41番の8という所で、遊休農地が解消されていたことを確認しておりまして、前年度は71筆だったんですけれども、今回5年度は70筆になったということでございます。

また各委員から状況報告と調査結果を踏まえ、文書にて遊休農地所有者13名に対し、農地利用意向調査を行いました。意向調査の結果は、対象農地23筆ありましたが、そのうち13筆の方が回答を出していただいております。

したがって10筆は未回答でございます。農地中間管理事業の利用が2筆、自ら売買及び賃借権を設定予定が3筆、自ら耕作が5筆、その他が3筆で13筆回答いただいております。未回答が10筆でございます。

それからふるさと農業再生委員会といたしましては、別に委員会を設けておりまして、その開催が1回目が令和5年6月14日、続きまして、令和5年9月12日、令和5年11月15日、令和6年1月18日、令和6年3月4日で、5回のふるさと農業再生委員会を開催いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、令和5年度、都市農政対策委員会の活動内容につきまして、谷山委員長から報告願います。

谷山委員長

都市農政活動報告書を報告します。

令和5年度都市農政対策委員会の活動についてご報告申し上げます。

令和5年度都市農政対策委員会活動報告書をご覧ください。

まず1つ目、遊休農地パトロールの実施について、昨年10月2日、委員等による事前調査を基に、遊休農地の所在地一覧表を整理し、全71筆のうち地区担当委員からの報告のあった6筆を巡回いたしました。

11月8日には、現場や委員が事前に撮影した写真を基に遊休農地判定を行いました。判定結果はA判定が2筆、2,881平方メートル、B判定が42筆、2万6,496平方メートル、C判定が25筆、1万7,902平方メートル、転用済みが2筆、1,892平方メートル、合計71筆、4万9,171平方メートルとなっております。

調査の総括については、前年度と比べて改善された農地が2筆、反対に悪くなった農地が7筆、新規に発生した遊休農地が3筆ありました。2筆は農地転用済みです。

また昨年11月29日にC判定の農地所有者16人及び、賃借人1人に対して文書による指導を行いました。

今後、再度文書による指導を行う予定です。

2つ目、その他活動内容として、会議を令和5年6月15日、令和5年9月1日、令和5年10月2日、令和5年11月8日、令和6年2月8日で今年度5回の開催をしております。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。両委員会におかれましては、熱心に取り組んでいただきご苦勞さまでございました。引き続きご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、農林課から地域計画策定の進捗状況について報告をお願いします。

農林課

地域計画策定の進捗状況について報告

議長

説明が終わりましたので、この件に関しまして何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(質疑応答)

議 長

ほかにご意見等ございませんでしたら、これで本件を終えたいと思います。
ありがとうございました。

議 長

それでは、以上で本日の案件は全て、議了いたしました。

ここで今後の行事予定を申し上げます。まず委員総会に向けまして、運営協議会
を4月15日、月曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に来月の定例会でございますが、4月23日、火曜日、午後1時30分から、
本会議室で開催いたします。

また令和6年度委員総会でございますが、4月25日、木曜日、午後1時30分
から、南館8階中会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これを持ちまして、令和6年3月定例会を閉会いたします。慎重な審
議、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月22日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

署名委員

署名ずみ
